

仕 様 書（建築指導部業務用パトロール車借受）

No.	項目	内 容
1	車種	普通四輪自動車、5ドア
2	規格	(1) 車種 普通自動車 (2) 形状 ステーションワゴン (3) 総排気量 1,500cc以下 (4) 燃料 無鉛レギュラーガソリン（ハイブリッド） (5) 駆動形式 四輪駆動 (6) ミッション形式 オートマチック（CVT、電気式無段変速機を含む） (7) 乗車定員 5人以上 (8) ドア形状 5ドア (9) 色 ホワイト系またはシルバー系 (10) 仕様 寒冷地仕様 (11) 全長 4,250mm以上 (12) 全幅 1,800mm以下 (13) 全高 1,700mm以下 (14) 最低地上高 170mm以上 (15) 車両重量 2 t 以内 (16) 環境対応 平成30年基準排出ガス50%低減レベル以上、かつ、令和2年度燃費基準20%超過レベル以上を達成していること。 適合品 ホンダ ヴェゼル（型式：6AA-RV6） ※規格を示す物品として「適合品」を示すが、当該製品を指定するものではない。 ※適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書（原本）を提出すること。
3	年式指定	令和8年式以降（新規登録）
4	付属品	①ABS ②衝突安全支援装置 ③エアバック（運転席・助手席） ④エアコン ⑤パワーステアリング ⑥パワーウィンドウ ⑦ナビゲーションシステム（インダッシュタイプ、AM/FMチューナー付、テレビ機能なし） ⑧リアワイドカメラシステム ⑨夏・冬ワイパーブレード（必要に応じて交換） ⑩夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（新品、4本、ディスクホイール付） ⑪パンク修理キットまたはスペアタイヤ ⑫スノーブラシ ⑬マッドガード ⑭サイドバイザー ⑮フロアマット ⑯スペアキー ⑰後部座席プライバシーガラス ⑱標準工具一式 ⑲ドライブレコーダー ア 前方及び後方 イ 200万画素以上 ウ 画像データについてはSDカード等に保存する。なお、SDカード等は受注契約者が用意すること。 エ データの保管は、古い画像データから消去し自動的に上書きするものであること。 ただし、急ブレーキや何らかの衝撃を受けた際に、常時録画とは別の上書きされない領域に自動的に保存するなど、緊急時のデータを残す機能があること。 オ ドライブレコーダーは、配線の見える場所を最低限にして設置の上、納車すること。 ⑳その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること
5	リース料に含む項目	①登録納車諸費用 ②自動車取得税 ③自動車重量税 ④自動車賠償責任保険 ⑤自動車税 ⑥任意保険 ⑦車検・車検付帯整備 ⑧法定点検・法定点検付帯整備 ⑨事故処理 ⑩事故修理（車両保険付保持） ⑪一般整備・一般修理・一般消耗品交換 ⑫オイル・油脂類交換（補充を含む） ⑬バッテリー交換 ⑭夏・冬タイヤ必要数（交換） ⑮車検、法定点検及び修理（事故時含む）時の代替車
6	年間予定走行距離	10,000～15,000 kmと想定（これを超過した場合でも、リース料の精算は一切行わない。）
7	借受期間	令和9年2月1日～令和14年1月31日（60ヶ月） ※ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
8	借受台数	1台
9	納入期限及び納入場所	(1) 納入期限 令和9年2月1日（月） (2) 納入、検査場所 札幌市役所本庁舎を予定（札幌市の指示に従うこと）
10	保険等	(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注契約者の負担とする。 (2) 任意保険は、受注契約者の負担とし、下記による ①年齢制限 無制限 ②対人賠償保険 無制限 ③対物賠償保険 無制限（免責額なし） ④搭乗者保険又は人身傷害保険 1名につき1,000万円以上 ⑤自損事故傷害 1名につき1,000万円以上 ⑥無保険者傷害 1名につき20,000万円以上 ⑦車両保険 時価（免責額なし） 自損、盗難等においても札幌市の負担が一切ないもの（全損の場合を含む） ⑧交通事故賠償関係示談サービス付 ⑨公用車割引、フリート付 (3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。

11	メンテナンス	(1) 登録に要する経費（車庫証明）、定期点検（最低6ヶ月毎、オイル交換含む）、車検費用一式（法定費用、諸経費含む）、故障修理及びパンク修理の費用は受注者の負担とする。 (2) 車検、定期点検、故障・事故による修理、車両盗難の際は同等条件の代替車を用意すること。 (3) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、受注者の責任において行うこと。 (4) 車両維持管理に要する経費のうち、燃料費、洗車費用については札幌市の負担とする。 (5) 夏タイヤについては3シーズン、スタッドレスタイヤについては2シーズンの使用を限度とし、保管及び交換作業は受注者によることとする。交換時期については毎年札幌市と別途協議すること。ただし、安全走行に耐えない摩耗または劣化が認められる場合には札幌市と調整の上、組替えを行うこと。 (6) 必要に応じてバッテリー、スノーブレードの交換を行うこと。 また、ウィンドウォッシャー液についても、必要に応じ補充すること。 この費用負担及び必要な作業は、受注者によることとする。 (7) 上記以外の車両維持管理に要する経費は受注者の負担とする。
12	全損時の扱い	過失の有無に関わらず、当該車両に係る契約は解除する。 その際、途中解約に係る精算は一切行わない。
13	登録費用及び租税公課	登録費用及び租税公課については受注者の負担とし、登録に必要となる諸手続（車庫証明等を含む。）についても車両所有者が行うこととする。
14	その他	(1) リース期間中に租税公課、保険料、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については一切変更を行わない。 (2) リース期間開始日（納車日）に間に合わない場合は、代替車を用意し、その費用は受注者の負担とする。代替車の車種等については札幌市と受注者の間で別途協議を行うこととする。 (3) 借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。 (4) 車両引き渡しの際の燃料は、発注者及び受注契約者の双方とも容器内100%とすること。 (5) 仕様書に定めている事項に該当しないものについては、双方で協議するものとする。